

学校給食レシピコンテスト優秀作品メニュー化事業参加店舗募集要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子どもの食育、及び農業者と商業者の連携を推進し、地域の活性化を図るため実施する学校給食レシピコンテスト優秀作品メニュー化事業（以下「本事業」という。）の参加店舗募集について定めることを目的とする。

（事業の主体）

第2条 本事業の主体は、大牟田市農商工連携推進委員会と大牟田市教育委員会とする。

（参加資格）

第3条 本事業に際し、参加店舗の募集に応募できる対象は、本要綱及び本事業の目的、趣旨に賛同し、市内に店舗がある個人又は法人で、次の要件に全て該当する者とする。

- （1）食品営業許可を取得している。
- （2）店舗内は「屋内禁煙」又は「喫煙専用室」が設けられ分煙が行われている。
- （3）HACCP（ハサップ）の考え方を取入れた食品管理を行なっている。
- （4）調理師免許を取得している又は店舗内に取得している者がいる。
- （5）大牟田産農産物を使用している又は今後使用の予定がある。
- （6）おおむたの特産物（高菜・たけのこ）部門及びおおむたの農産物部門の両方のメニューの提供ができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は参加を認めない。

- （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等。
- （2）暴力団員が実質的に運営している法人等。
- （3）暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。
- （4）契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
- （5）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している。
- （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

(実施内容)

第4条 本事業に参加する店舗が実施する内容は次のとおりである。

- (1) 学校給食レシピコンテスト優秀者との試作品づくり
- (2) 学校給食レシピコンテスト表彰式への参加
- (3) 指定期間におけるメニューの店舗販売

(申込み等)

第5条 参加を希望する店舗は、学校給食レシピコンテスト優秀作品メニュー化事業参加申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)を大牟田市農商工連携推進委員会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

第6条 申込受付期間は、会長が別に定める。

(参加店舗)

第7条 会長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ参加する店舗を決定し、学校給食レシピコンテスト優秀作品メニュー化事業参加決定通知書(様式第3号)により参加店舗に通知するものとする。

- 2 会長は、必要と認めたときは、参加店舗の決定にあたり、条件を付することができる。

(実施の制限)

第8条 会長は、決定通知を受けた参加店舗が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、参加を認めない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 第3条の規定に違反した場合
- (3) 本事業の目的に反し、その事業内容が適当でないとき。

(謝金の支払)

第9条 第4条の実施内容について、会長が全て完了したと認めた場合は、参加店舗に謝金30,000円を支払う。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年７月２０日から施行する。

付 則

この要綱は、令和６年８月１４日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年７月１７日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行する。